

日立システムズエンジニアリングサービス人権方針

2015. 12. 21 制定

2021. 7. 2 改定

株式会社日立製作所は、人権尊重に対する責任をグループ内に徹底するとともに、グループ経営におけるリスクマネジメントの一環として、「日立グループ人権方針」を制定しました。

当社においても、日立グループの一員として、本人権方針を会社規則「日立システムズエンジニアリングサービス人権方針」として制定し、人権尊重の責任を果たす努力をして参ります。そして、社会が直面する課題にイノベーションで応え、優れた自主技術・製品の開発を通じて社会に貢献する中で、人権が尊重される社会の実現を支援していきます。

第1条 (人権尊重に対する責任)

人権を侵害しないこと、また、事業や取引上の人権に対する負の影響に対応することで、人権尊重の責任を果たすことをめざします。私たちは「国際人権章典」および国際労働機関（ILO）の「労働の基本原則および権利に関する宣言」に記された人権を、最低限のものとして理解しています。人権尊重の責任は、すべての役員と従業員に適用します。

さらに、ビジネスパートナーやその他の関係者による人権への負の影響が、当社の事業、製品またはサービスと直接つながっている場合、これらのパートナーに対しても、人権を尊重し、侵害しないよう求めていきます。また、そうした当該者が人権を尊重していない場合には、適切に対処していきます。

第2条 (当社の価値観・方針との関係)

私たちが社会の一構成員であり、人権が尊重される環境づくりに貢献できると信じています。人権尊重の責任を果たすことは、企業として活動上不可欠であり、すべての企業に当然期待されるべきことと理解しています。この人権方針は、当社の企業理念および経営ビジョンに基づいて、この責任をここに表現するものであり、日立システムズエンジニアリングサービス行動規範を補完するものであります。

第3条 (人権尊重の責任の遂行)

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の実行を通じて、人権尊重の責任を果たすことを誓います。このために、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを開発し、これを継続的に実施していきます。人権デュー・ディリジェンスには、潜在的または実際の人権への影響を特定して評価することやリスクを防止または軽減するための措置を講じることが含まれます。人権への影響やリスクに効果的に対処するため、こうした措置の効果を継続的に検証していきます。

また、潜在的および実際の人権への影響に対する当社の対応についての説明責任を果たすため、検証結果を公開していくための手順を開発して参ります。

また、人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、社内外のしかるべき手続きを通じて、その救済に取り組みます。

事業活動を行うそれぞれの地域において、その国の国内法および規制を遵守いたします。

また、国際的に認められた人権と各国法の間には矛盾がある場合においては、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求していきます。

本方針が当社の全ての活動に組み込まれるよう、また、人権デュー・ディリジェンスが理解され、効果的に実施されるよう、適切な教育および能力開発を行っていきます。

また、人権に対する潜在的および実際の影響に対する措置について、関連する外部ステークホルダーと対話と協議を行っていきます。